

件名

農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第十一項第五号並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第七十二条第二項及び第四項の規定に基づき、農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項から第六項まで並びに第七十三条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

	改 正 後		改 正 前
(債務の保証)		(債務の保証)	
第二条 規則第七十二条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第五十五条第一項の表百の項の中欄六に掲げるオフ・バランス取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。）とする。		第二条 規則第七十二条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第五十五条第一項の表百の項の中欄七に掲げるオフ・バランス取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。）とする。	
(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)		(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)	
第三条 規則第七十二条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。		第三条 「同上」	
一　自己資本比率告示第五十五条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供		一　自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供	
〔二・三 略〕		〔二・三 同上〕	
(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)		(オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法)	
第四条 「略」		第四条 「同上」	
〔項を削る。〕		2 〔前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項の中欄に掲げるオフ・バランス取引に係る信	

用の供与等の額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条 令第七条第十一項第五号の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

一 「略」

二 当該外国政府等向けエクスボージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第三十四条及び第三十七条第三項の規定により零パーセントであるもの

用の供与等の額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条 「同上」

一 「同上」

二 当該外国政府等向けエクスボージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第三十四条及び第三十七条第二項の規定により零パーセントであるもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金
融
農
水
產
省
告
示
第
号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う農林中央金庫
については、なお従前の例による。